



宮 崎 県 公 報

平成20年3月13日(木曜日) 第 1963 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示……………(総務センター) 1

頁

公 告

- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始(3件)……………(") 3
- 建設業法に基づく営業所の所在地を確知できない建設業者の公告……………(管理課) 3
- 平成20年2月28日付け県公報(第1959号)中…………… 4

正 誤

告 示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成二十年三月十三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第百八十三号

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の一部を改正する告示

物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和四十六年宮崎県告示第九十三号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「取り消すものとする」を「取り消すことができる」に改める。

別表2の表を次のように改める。

2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
一 次のア又はイに掲げる者が宮崎県の職員又は県内の国の機関、地方公共団体、公社、公団若しくは独立行政法人の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
ア 有資格者である個人若しくはその支配人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」という。)	逮捕又は公訴の事実を知った日から八か月以上二十四か月以内
イ 有資格者である法人の役員又は有資格者の支店若しくは営業所(常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの(以下「一般役員等」という。)	逮捕又は公訴の事実を知った日から六か月以上二十四か月以内

並びに有資格者の使用人で一般役員等以外の者(以下「使用人」という。)

一 次のア又はイに掲げる者が県外の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行つた贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ア 個人及び代表役員等

イ 一般役員等

逮捕又は公訴の事実を知った日から六か月以上二十四か月以内
逮捕又は公訴の事実を知った日から二か月以上二十四か月以内

二 県内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から六か月以上二十四か月以内

四 県外において、業務に関し独占禁止法第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反し、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から二か月以上二十四か月以内

五 県内における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提

<p>訴されたとき。 ア 個人及び代表役員等 イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から八か月以上二十四か月以内 逮捕又は公訴の事実を知った日から六か月以上二十四か月以内</p>
<p>六 県外における物品の買入れ等に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 個人及び役員等 イ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴の事実を知った日から四か月以上二十四か月以内 逮捕又は公訴の事実を知った日から二か月以上二十四か月以内</p>
<p>七 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は有資格者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当するとき。 ア 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。 イ 暴力団関係者を使用したと認められるとき。 ウ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。 エ 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から二か月以上二十四か月以内（当該指名停止期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当するときは、改めて指名停止を行う。）</p>
<p>八 一の表一の項から五の項まで及びこの表一の項から七の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から一か月以上九か月以内</p>
<p>九 一の表一の項から五の項まで及びこの表一の項から八の項までに掲げる措置要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告</p>	<p>当該認定をした日から一か月以上九か月以内</p>

され、物品の買入れ等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

別表の備考2中「一の項から三の項まで又は四の項から九の項」を「一の項若しくは二の項又は三の項から六の項」に改め、同表の備考7中「四の項から六の項まで」を「三の項又は四の項」に改める。

別記様式第一号中

負債・資本合計 (うち資本合計)	を	負債・純資産合計 (うち純資産合計)	に改める。
---------------------	---	-----------------------	-------

附 則
(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行する。
(経過措置)
- この告示の施行の際現にこの告示による改正前の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の規定によりなされている手続その他の行為は、この告示による改正後の物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

宮崎県告示第 184号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
22	県道	東郷西都線	日向市東郷町下三ヶ字矢櫃1984番3地先から同市同町下三ヶ同字1984番2地先まで	旧	5.0 ～ 42.4	4175.1
				新	5.1 ～ 58.5	

宮崎県告示第 185号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平底 12112番2 地先から同 郡同町同大 字字西 139 52番5地先 まで	旧	5.2 ~ 61.3	7700.0
				新	5.2 ~ 61.3 2.8 ~ 72.8	7700.0 8476.0

宮崎県告示第 186号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町大丸3144 番 1 地先か ら同市同町 大丸3161番 地先まで	旧	9.0 ~ 11.0	143.0
				新	11.0 ~ 14.0	143.0

宮崎県告示第 187号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	日向市東郷 町下三ヶ字 矢櫃1984番 3 地先から 同市同町下 三ヶ同字19 84番 2 地先 まで	平成20年 3 月13日

宮崎県告示第 188号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
237	県道	北方高 千穂線	西臼杵郡日 之影町大字 七折字平底 12112番2 地先から同 郡同町同大 字字西 139 52番5地先 まで	平成20年 3 月13日

宮崎県告示第 189号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年 3 月13日から平成20年 3 月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町大丸3144 番 1 地先か ら同市同町 大丸3161番 地先まで	平成20年 3 月13日

公 告

建設業法(昭和24年法律第 100号)第29条の 2 第 1 項の規定により、営業所の所在地を確知できない建設業者について、当該建設業者の許可番号、商号又は名称、代表者の氏名等を公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

平成20年 3 月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可年月日
宮崎県知事許可 (般-16)第3421号	梶原電設(株)	夏田 敏幸	延岡市平原町 5 - 716 - 1	平成17年 1 月25日
宮崎県知事許可 (特-16)第3421号				
宮崎県知事許可 (般-16)第 10090号	(有)フジタカ建設	藤本 雄二	延岡市野地町 4 - 3531 - 2	平成17年 2 月28日
宮崎県知事許可 (般-18)第8113号	(有)九州資源開発	久保 秀秋	都城市郡元町4577- 9	平成18年 5 月30日
宮崎県知事許可 (般-15)第 11786号	(有)大勝建設	長友 善人	宮崎郡清武町大字船引 643 - 3	平成15年 9 月10日

正 誤

平成20年 2 月28日付け県公報 (第1959号) 中

ページ	誤	正
11	1,000 200	1,000 225
	14,100 1,540	14,100 1,565